

## 鳥獣保護事業ワーキンググループの検討報告

### 1. 関係主体の役割分担と連携について

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

- 国は、国指定鳥獣保護区の指定、全国的な鳥獣の生息状況の把握、渡り鳥保護のための国際協力、鳥獣保護管理のための都道府県等への技術的支援等を行う。
- 都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区の指定、地域的な鳥獣の生息状況の把握、鳥獣保護管理のための市町村等への技術的支援等を行う。
- 市町村は、鳥獣保護事業計画のもと、国又は都道府県と連携して鳥獣保護事業を実施する。
- 事業者、市民、民間団体、専門家等も鳥獣保護管理に関する各々の役割を果たす。
- 特定計画の対象となる鳥獣について、過剰な捕獲による地域個体群の絶滅のおそれがないよう、都道府県及び市町村等が緊密な連携を図る。

### 2. 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

- 鳥獣を希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣、一般鳥獣に区分し、それぞれの区分ごとに保護管理の考え方を記載するものとする。  
希少鳥獣：鳥獣保護区の指定や種の保存法に基づく保護増殖事業の実施により、種及び地域個体群の保存を図る。  
狩猟鳥獣：5年ごとに生息状況や被害状況を勘案して対象種を見直す。法12条に基づく捕獲の禁止・制限措置や特定鳥獣保護管理計画制度の活用により地域個体群の保護管理を図る。  
外来鳥獣：生態系等へ被害を及ぼすものは狩猟や有害鳥獣捕獲により被害を防止する。  
一般鳥獣：鳥獣保護区や特定計画制度等を活用し、被害の防止と地域個体群の存続を図る。
- 広域的に移動する鳥獣は関係者が幅広く連携。分布が孤立している地域個体群にあってはきめ細かい保護管理を実施する。渡り鳥は国際的な連携のもと渡来地等を鳥獣保護区に指定する。海棲哺乳類は科学的なデータを収集し、必要な保護管理方策を検討して地域個体群の存続を図るものとする。

### 3. わなの取扱いについて

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

##### ア とらばさみの取扱い

○鳥獣保護の観点から、現行においても危険な構造のとらばさみについては使用禁止としているが、今後、さらに登録狩猟においては使用禁止とする。

○許可捕獲において、捕獲個体への損傷が軽減されるような構造を有することを許可の要件に追加する。

##### イ くくりわなの取扱い

○イノシシ、シカの捕獲を目的とするくくりわなについては、錯誤捕獲があつた場合、捕獲個体に極力損傷を与えずに解放できるようなわなの構造とする。

#### (2) 検討過程における意見

○とらばさみについては狩猟だけでなく、許可捕獲においても全廃すべきとの意見があつた。

### 4. 傷病鳥獣の取扱いについて

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

○鳥獣の野生復帰、環境のモニタリング及び鳥獣保護思想の普及啓発に資するため、傷病鳥獣の効果的な救護を図る。

○救護個体から得られる化学物質等による汚染や感染症に関する情報を環境のモニタリングに活用する。

○関係行政機関、民間団体等の各主体が連携協力して傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰等の体制の整備を図る。

### 5. 輸入鳥獣の取扱いについて

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

○国内で違法に捕獲された個体が、輸入された個体とすりかえられるおそれが高い種については、国と都道府県が連携し、輸入鳥獣にかかる識別措置を効果的に活用することにより、鳥獣の違法な捕獲や飼養の防止に努めるものとする。

### 6. 愛がん飼養について

#### (1) 基本指針案への記載の方向性

○ホオジロについては、繁殖が確認された分布域が減少する傾向にあることから、愛がん飼養目的の捕獲許可対象種から除外し、許可対象種をメジロに限るものとする。

#### (2) 検討過程における意見

○メジロも含め、愛がん飼養目的の捕獲はすべて禁止すべきという意見があつた。

## 7. 放鳥獣の取扱いについて

### (1) 基本指針案への記載の方向性

○放鳥後の追跡調査を行い、定着率が低い場合にあっては、放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化など放鳥効果を高めるための取組を行う。

### (2) 検討過程における意見

○現在の鳥獣保護事業計画においては放鳥事業が1つの柱になっているが、鳥獣保護管理における将来的な放鳥獣のあり方について検討すべきという意見があった。

(参考)

## 鳥獣保護事業ワーキンググループの検討状況

### 1. 検討委員

座長 三浦 慎悟\* 国立大学法人 新潟大学農学部教授  
石原 收\* 前全国町村会副会長  
市田 則孝\* バードライフ・アジア代表  
小川 圭一 栃木県林務部自然環境課課長補佐  
草刈 秀紀 WWF ジャパン自然保護室次長  
佐々木 洋平\* 社団法人 大日本獣友会理事  
羽澄 俊裕 野生動物保護管理事務所代表取締役  
他 農林水産省生産局及び林野庁より各1名

\*印 鳥獣保護管理小委員会委員 (敬称略、五十音順)

### 2. 検討状況

#### 第1回 平成18年7月14日(金)

- (1) 検討スケジュール
- (2) 検討の背景
- (3) 関係主体の役割分担と連携について
- (4) 鳥獣の区分と保護管理の考え方について
- (5) 輸入鳥獣の識別措置及び放鳥獣について
- (6) その他

#### 第2回 平成18年8月7日(月)

- (1) 関係主体の役割分担と連携について
- (2) 鳥獣の区分と保護管理の考え方について
- (3) わなの取扱いについて
- (4) 放鳥事業について
- (5) 傷病鳥獣について

#### 第3回 平成18年9月5日(火)

- (1) 愛がん飼養について
- (2) 放鳥獣の取扱いについて
- (3) 傷病鳥獣の取扱いに関する基本的な考え方
- (4) わなの取扱いについて
- (5) 鳥獣の区分と保護管理の考え方
- (6) 関係主体の役割分担と連携について
- (7) 輸入鳥獣の取扱いについて
- (8) その他